

フランスにおけるビジネス環境整備に係わる要望

<2016 年版>

在仏日本商工会議所（CCIJF）

はじめに

ビジネス・フランスによれば、2013 年度の日系企業のフランスへの進出は、企業数で 457 社、拠点数では 703 拠点、そして従業員数は 7 万 2 千人近くに上っている。また、外国企業の同国投資規模としては、日本は EU 域内国及びスイスを除けば米国に次いで二番目の規模を誇っており、1858 年に日仏修好通商条約を締結して以降、150 年余を経た今日でも日本がフランスにとって依然極めて重要な投資元であることは言を俟たない。

然るに当在仏日本商工会議所（CCIJF）として会員企業をはじめとした日系企業を見渡せば、EU 規制或いはフランス独自法制や商習慣、社会環境において、フランスへの新規投資決定、また、継続的な事業運営の阻害要因となる事象に直面する実態が散見されることは遺憾である。

については、CCIJF の名の下に、これまでの長年にわたる日系企業の対仏投資を更に飛躍させる観点より、以下に述べるような様々な要因への関係当局の善処を求めるものである。

労働・雇用環境

労働コストの低減

フランスは他のヨーロッパ諸国に比べ、社会保険料の企業負担が大きく、これが労働コストの上昇をもたらしている。これに対し仏政府は、近年、社会保険の雇用主負担分の低減、競争力強化、雇用創出を目的とした法人税額控除による労働コスト削減に取り組んできたがより一層の改善を期待する。

柔軟な雇用環境の実現

労働契約は、一時的な業務の増加、従業員の代替、季節労働等の場合を除き、原則無期限雇用となっており、イギリスなど比較的容易に有期限雇用の契約ができる国と比較すると制約が多い。加えて、2013 年 1 月、政府は短期雇用が多い実態に鑑み、むしろ企業の短期雇用に対する失業保険の事業主負担を引き上げた。更に 2014 年 1 月にはパートタイムの最低週労働時間を原則 24 時間と定めた。企業の効率的な事業運営の実現に向けて、より柔軟な雇用を可能とする制度改善が望まれる。

集団解雇手続きの短縮化

集団解雇手続きについては、従業員規模、解雇人数に伴い詳細な手続きが規定されていると承知している。これに対し政府は、2013年6月、解雇手続きに関するルールを労使間協定で明確にすることを求める制度を導入、当該手続きの短縮化において一定の成果を得ている。更に政府は労働裁判所の制度改革にも取り組む方針であると聞いている。しかしながら、依然、厳格な解雇法制は企業の投資判断においては大きな課題であり、今一層の改善を期待する。

労使協議手続きの簡素化

労使協議手続きの簡素化に向け、一定規模以上の企業に義務づけられる「従業員代表」及び「企業委員会」について、二つの組織の統合措置の適用範囲を拡大する方針であることは評価するものの、依然労使協議手続きに係る企業側の負担は大きく、一層の改善が望まれる。

とりわけ、2013年6月から施行された、「雇用の安定化に関する法律」において50人以上の従業員を有する企業に対して、企業経営に関する情報・戦略に係る情報提供を義務づけたが、その情報の範囲の規定がなく極秘情報まで請求される恐れがあるので、その抜本的な改善が望まれる。本制度に基づく情報開示の具体的事例として、企業委員会が任命した鑑定人から200件にも及ぶ質問事項が出され、内容も製品に関するコスト、マージンといった企業の極秘情報の開示まで求められた。これに対し、企業側がその回答を一部拒絶したことにより訴訟にまで発展している。本来、本制度の趣旨は、労使対立による交渉の遅延を、かかる情報開示により改善しようとするものであるが、上記のとおり制度の濫用が返って労使の対立を深め、交渉の遅延を招いている。その他、今後各地域圏で、零細企業が多く加盟する経営者団体及び主要労組から指名される者で構成される地域労使委員会設置を許容する制度が導入される予定である。本委員会が各企業の労使協議に介入した場合、多くの小規模日系企業の労務コスト引き上げにつながるものと危惧する。

重労働従業員の優遇制度（ペニビリテ）の改善

2015年1月から導入された、重労働に従事する従業員の優遇制度については、同年8月18日施行の労使協議に関する法律により、対象従業員のポイントを算定する雇用主の負担を軽減する措置が導入された。しかし、同制度のしくみは依然、複雑で、2016年の全面適用の際には、現場での大幅な混乱が予想され、労務コストの増大と関連する係争リスクが懸念される。

労働法制の簡素化

フランス労働法の条文は8300条を超え、これを補完する労働規則もほぼ同数の条文がある。更に、全国及び地方に分かれた多数の労働協約があり、労働法の専門家でない経営者は、これらを理解するだけでも大きな負担を負わされている。最近Combrexelle氏の労働法の改革に関する報告書が首相に上程され、今後、労働法の改革が検討される予定であると聞いているので、労働法の簡素化が実際に実行されることを望む。

経済解雇における「経済的事由」の定義の見直し

現行労働法L1233-2 以下の経済的理由での解雇 (licenciement pour motif économique) に関する規定に、解雇理由の一つとして経済的困難性 (difficultés économiques) が掲げられているが、この経済的困難性の判断基準として、裁判判例は、国際企業の場合にはフランス国外を含む関連企業を考慮すると判断している。

本件については、本年 3 月 24 日に国民議会に提出された草案で、経済的困難性の判断基準をフランス国内に限定する旨の条文案が提示されたにもかかわらず、その後労働者側からの反対を受けて削除されたことは極めて遺憾である。

仮に企業全体として利益が出ていても、不採算部門を縮小することは、通常の企業行動であり、外資企業の投資判断においては、解雇を含む円滑な事業縮小が保証されることは、雇用の確保と同様に不可欠と考える。ついては、フランス関係当局が、引き続き近隣欧州諸国と同様に、労働法において外資企業の経済的事由による解雇の判断基準について、フランス国内の事業所の業況のみに限定できるよう、取り組むよう望む。

医師による診断書の乱用防止への懸念

労働者は、一定期間は労働することを禁止する医師の診断書 (Arrêt de Travail) により病欠の取得が可能である。しかし、病気による診断書は医師と労働者間で容易に取得が可能であり、医師と労働者間の安易な合意による乱用のケースも存在する。

2010 年 8 月 24 日付け政令等による国民健康保険機構 (Caisse d' Assurance Maladie) からの医師の派遣及び企業からの要請による派遣サービスの導入により、根拠のない病欠の防止に一定の効果を挙げていると承知しているが、依然として悪意を持つ医師と労働者間の安易な合意による診断書の乱用による企業の懸念は払拭されていない。当該乱用は企業の安定的な生産維持、経営等に悪影響を与えかねないことから、悪意を持つ医師等による診断書の乱用防止のための有効な対応策の実施を望む。

経済連携協定 (EPA) /自由貿易協定 (FTA) の締結促進

幅広い経済関係の強化を目指す為には、貿易や投資の自由化、円滑化を進めることが必須である。現在交渉が進められている日本と欧州連合 (EU) の経済連携協定 (EPA) は、日本と欧州、日本とフランスの力強いパートナーシップが一層強化される絶好の機会である。しかしながら交渉は難航しており、当初計画から大幅に遅延している。本年 10 月には、環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) が大筋合意に至っており、日系企業の投資を確保するためには、日 EU の EPA の一日でも早い合意が望まれる。域内 5 億人を抱える EU との連携は、日本の成長には欠かせないと言える。

輸出入規制

輸出入規制、とりわけ非関税障壁に目を向ければ、食品関連をはじめ多くの分野での課題認識が CCIJF 内で共有されている。これらは単に日系企業のフランス進出機運をくじくのみならず、日本の高品質な技術力がフランス社会経済にもたらす恩恵を逸するものである。

EU 規制に関わるもの

- 水産物や畜産物、或いは動物成分が含まれる食品の輸入規制緩和
- ROHS 及び REACH に関わる各種対応の簡素化
- CE マーク取得手続きの効率化と平準化
- 排ガス規制や危険物技術規則、或いは特許制度など、規格制度の EU 域内標準化

等々

仏規制に関わるもの

- 高額なコピーライトタックス（私的複製補償金）の引き下げ
- 経済近代化法による商業契約締結期限の非合理性
- 食品に係る原産地証明や放射能検査などの簡素化
- EU 以上に厳格に運用されている BPA 規制の緩和
- テレビ放映におけるクォータ制の緩和

等々

金融・税制および社会保障

法人税率の引き下げ

事業体が獲得した所得に課される税としてフランスでは国税としての法人税があるが、その標準税率は 33.33%であり OECD 諸国のうち最も高い水準となっている。地方税も含めた実効税率での比較でもアメリカに次いで高い位置にいる。なお、現在、上記の標準税率に加え、社会保険補填税および特別付加税が一定の満たした場合に課され、最高では合計で 38%相当と非常に高い負担率になる場合もある。一方、欧州域内に目を転じてみると、隣国のドイツ、イギリスの実効税率はそれぞれ約 30%、20%の水準であり、また、多くの欧州本部の所在地国であるオランダでは 25%であることから、欧州における日本の主要投資先の中でフランスの法人税率は突出しており、税金が高い国とのイメージが定着しており、投資先として非常に不利な状況にあると言える。

今年度導入されたマクロン法による償却優遇税制は投資促進の点で評価出来るものの、時限立法であり、法人税率を引き下げるという恒久施策が海外からの投資呼び込みには不可欠と考える。

金融規制・税制規制の緩和

日系企業は、欧州の地域統括現法を、イギリス、オランダ、ドイツに設置するケースが大部分である。これは法人税率が低いことに加え、各種軽減税率など優遇策が充実しているためである。この動きは新たに欧州への投資を検討する企業のみならず、既進出企業にも広がっている。例えば、事業体は保有資金の効率的な運用・管理を図るため金融機関が提供するプーリングサービス（CMS）を利用するが、欧州統括現法をフランスに設置している企業であっても、金融事業だけを切り離してオランダに現法を設置する動きがある。このため事業体の余剰資金、利益はフランスから流出する傾向が高い。海外から見て魅力的な投資対象国となるためには、域内近隣諸国と比較して遜色ない税率及び優遇措置を整備することが急務である。

失業保険の社会保障協定への適用

2007年6月に発効した日仏社会保障協定では、年金、健康保険、労災保険がその対象となっており、5年までの短期駐在の場合、特例として日本の制度への継続加入が認められ、フランスでの納付が必要なくなり大幅な人件関連費が削減され、フランスでの事業の収益に大きなプラスの効果をもたらした。ただし、失業保険が協定の対象となっていないことから、この部分については従来と同様2重払いが解消されていない。フランスでの納付額は、駐在員フランス給与（グロス）の6~7%相当にも及ぶため、この納付が不要となることは、直ちに相当の損益改善をもたらす。また、フランスへの駐在は日本の親会社の指示に基づいていることから、任務終了後は日本に帰ることが予定されており、そもそもフランスでの失業保険の便益を受ける状況は発生せず、純粋な掛け捨てとなっている。CCIJFとしては失業保険の協定対象化を望むものである。

治安・安全

それが日本の企業であれ、フランスの企業であれ、海外進出を考える企業にとっては、進出先に派遣する従業員の安全確保は、重要な関心事項である。それにもかかわらず、全世界の日本国大使館・領事館における邦人援護件数では、フランス（パリ）は世界第三位である。フランス警察当局の不断の努力の結果、犯罪件数は減少傾向にあるが、依然、空港からパリに向かうタクシーを標的にしたスマッシュ&グラブなどが頻発している。より一層のご努力をお願いしたい。一方、最近の重要な問題はテロである。2015年1月の出版社襲撃事件以降、パリを訪れる邦人数は、去年同期比で、大幅な減少を続けている。1月以降も、リヨン市郊外の工場でのテロ、タリス列車襲撃テロ、また、テロの未遂事件が発生しており、フランス政府当局は最高警戒レベルを維持し、テロの再発防止・予防に努めていたにもかかわらず、2015年11月13日には、パリ同時多発テロが発生した。これに伴い、オランド大統領は3ヶ月の緊急事態宣言を発動し、日本人出張者・旅行者は、フランスへの渡航を延期・中止することとなり、円

滑なビジネスの遂行に少なからず影響が出ている。これまでのところ、日本人を対象としたテロ事件は発生していないが、日本人が巻き込まれる可能性がないわけではない。繰り返しとなるが、海外進出を計画する日系企業にとり、進出先の治安・安全状況に対する関心は高く、一層の改善が望まれる点である。

生活設営

駐在員配偶者滞在許可の運用の徹底

2012年に法制化されたこの改善については、CCIJFが把握している限りでは本2015年度2月より各自治体により本格運用が開始されている。

然るに同じ自治体に対する、或いは同一企業による同一条件下での申請であっても、認可される滞在期間にバラつきがあることが、CCIJFの調査で明らかになっている。特に日系企業が所在、並びにその社員の在住数が多い、パリ市、ブローニュ市、ノール県、オーラン県、ローヌ県などで取り扱いの不一致が発生、企業側が対応に追われている事実が把握されている。

CCIJFの調査では、各自治体とも担当の係官による対応不一致の可能性が高いとの見方が有力であり、企業によっては滞在許可公布後に当局に問い合わせるケースもあるが、殆どの場合、回答を得られていない。

企業の滞在許可更新事務の煩雑さ、或いは更新手続き期間における出国制限による対象配偶者の精神的物理的負担（本国での慶弔参加可否など）に鑑みれば、CCIJFとしてすべての対応機関における運用の徹底を強く求めるものである。

運転免許証切替手続きの簡素化

2015年以降、パリ警視庁管内において、日本で取得した運転免許証のフランス運転免許証への切替えに際し、法廷翻訳家による運転免許証の法廷翻訳、または、大使館で発行する運転免許証明だけでは申請が受理されなくなっている。

併せて、パリ警視庁申請窓口では、上記書類に加えて日本の運転免許証発行元当局による、無事故・無違反証明書並びに運転免許経歴証明書の添付が新たに求められており、切替えの手続きが以前と比べ格段に煩雑化している。

なお、2015年11月現在でCCIJFが把握する限りでは、パリ警視庁管区外で同様の取扱いが適用されている事例は確認されていない。

仮にパリ警視庁独自の取扱いであれば、同一国内での取扱いの差異に何ら合理性は感じられず、また、将来的な他地区への波及も憂慮され、簡素化に向けた早期の改善を強く要望する。

おわりに

CCIJFは、既にフランスでビジネス活動を行う日本企業の声を集約・代弁する形で、本「要望書」を取り纏めた。CCIJFは、日仏両国の関係者が本「要望書」にて取り上げたような課題や問題の解決に向けての取り組みを続けていくことにより、日本企業が対仏投資を検討・判断する際のネガティブ要因を取り除いていってくれることを期待している。CCIJFとしては、日仏両国間のビジネスがより活性化・活発化することが、両国の経済発展に繋がるものと信じてやまない。本「要望書」が日仏の「特別なパートナーシップ」をより強固なものとするに、些かでも寄与することが出来れば、大きな幸せである。

以 上